

令和元年第7回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和元年7月25日(木)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時15分

2 会議場所 庄内町役場3階 議場

3 出席委員の席次番号及び氏名(18名)

1番 齋藤 智幸

2番 秋葉 俊一

3番 齋藤 克行

4番 日下部 耕平

5番 阿部 金一郎

6番 佐藤 恒子

7番 高橋 聡

8番 齋藤 敦

9番 太田 政士

10番 長南 統

11番 高橋 義夫

12番 小林 ひろみ

13番 佐藤 優人

14番 半澤 重幸

16番 五十嵐 晃

17番 和島 孝輝

18番 佐藤 繁

19番 若松 忠則

4 欠席委員の席次番号及び氏名(1名)

15番 佐藤 一

5 議長の委員席次番号及び氏名

19番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 富樫 薫

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

主任 佐藤 一視

農地農政専門員 清野 亮

農業経営改善相談員 高橋 茂規

7 会議に付した議案

報告第 12 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について	(11 件)
報告第 13 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(2 件)
議案第 26 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 27 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(2 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和元年第 7 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	<p>本日の委員の出席状況につきまして、報告いたします。本日は、15 番 佐藤 一 委員より欠席、9 番 太田 政士 委員より遅刻との報告を受けております。</p> <p>次に、本日配布の資料につきまして報告いたします。「農地法第 5 条の規定による許可申請書に係る土地利用計画図等」、「平成 30 年度庄内町農業委員会全員協議会会計収支報告書」、「第 15 回庄内町五団体スポーツ交流大会開催要項について」、「令和元年度庄内町農業委員会委員研修開催要項(案)」、「農業委員報酬第 1 期分明細書」、「農協広報(7月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。</p> <p>それでは、令和元年第 6 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(令和元年第 6 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明)</p> <p>続いて、令和元年第 7 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(令和元年第 7 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)</p>
議長	<p>諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。</p> <p>無いようでございますので諸般の報告を終わります。</p> <p>ただ今、15 番 太田 政士 委員が出席しました。</p> <p>ただ今の出席委員は 18 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。</p>
◎議事録署名委員の選出	
議長	<p>最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。1 番 齋藤 智幸 委員、2 番 秋葉 俊一 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>なお、書記には、事務局長を指名いたします。</p>
◎報告	報告第 12 号の上程、説明、質疑

議長	報告第 12 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第 12 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 12 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 12 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第 13 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 13 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第 13 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 13 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 13 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第 26 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 26 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、清野専門員よりご説明申し上げます。
議長	清野専門員。
清野専門員	(議案第 26 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、13 番 佐藤 優人 委員より、現地調査報告をお願いします。
13 番 佐藤	13 番 佐藤です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 3 条の規定による所有権移転の案件ですが、7 月 24 日に 14 番 半澤 重幸 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の 4 人で、現地調査を実施しました。 今回の案件については、農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。

	これより本案に対する質疑を行います。 5番 阿部 金一郎 委員。
5番 阿部	5番 阿部です。 1番の案件についてですが、10aあたりどのくらいで動きましたか。
議長	関連した質問はございませんか。 無いようですので、清野専門員。
清野専門員	反当の売買予定価格でございますが、申請書によるところで●●円になっております。
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	先程、報告第13号で佐藤主査より相続財産管理人制度について説明がございましたが、この制度についてもう少し詳しい説明をいただけますでしょうか。
議長	ただ今の阿部委員の質問ですが、こういう制度そのものの説明をとということですので、これは確か国の法律に関わることです。佐藤主査の最初の説明の内容に触れるかと思っておりますので、佐藤主査よりお答えをいただければと思います。 佐藤主査。
佐藤主査	相続財産管理人の制度に関しましては先程、報告第13号の時に説明させていただいたもので尽きるのですが、これまで相続財産管理人による農地の売買という案件は庄内町でもなかったかと思えますし、県内の中でも相続財産管理人を指定して売買をするという案件は少ない状況でございました。今回の件で言いますと、先程も申し上げた通り相続する方が誰もいないということで、この相続財産管理人の方が財産の管理、処分をしていく制度になっておりますので、どなたもいない場合それが直ぐ国に帰属するかというところではなくて、やはりどなたかより手続きを取っていただかないとその農地はただそのままになってしまうということです。もう一つ加えるとすれば、相続放棄をしたからといってその遺産の管理義務を外れるわけではないということでもあります。あくまでも相続の放棄をしたということにはなるのですが、管理義務というのはずっとついていくのでその管理義務を果たすために、今回相続財産管理人を選定してその財産を一定的に管理、処分していくという制度になっておりますので、このような制度を使っていただければ、相続放棄した農地がそのまま残るということがあまりなくなっていくのかと考えております。
議長	よろしいでしょうか。
5番 阿部	わかりました。
議長	清野専門員。
清野専門員	先程、阿部委員からの質問の際、売買価格を反当●●万円と申し上げましたが、申請書を確認しましたところ、合計金額が●●万円でしたので訂正させていただきます。
議長	18番 佐藤 繁 委員。
18番 佐藤	18番 佐藤です。

	今までの説明ですと、売却したお金というのは国庫に入るということになるわけでしょうか。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	今回の件につきまして、お金の行方はこちらで確認しておりませんが、債権者等がいれば、先ずはそちらの方にお金が回っていくということになります。
議長	このような件、先程も説明があった通り非常に珍しいケースだと思います。本町にあっては、私はこれで二件目にあたります。前の案件の時は、債権者がいたためそちらの方にお金が渡ったと記憶しております。実際こういうことがあった場合、この制度を使えば農地がそのまま宙に浮かないで済むということですので、皆様からも記憶にとどめていただければ、何らかの形で活かされるのかと思います。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいかがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございませぬ。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定いたしました。
◎議事	議案第 27 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 議案第 27 号に係る現況写真配布のため、暫時、休憩します。
	(休憩中、佐藤主任が現況写真を配付)
議長	再開します。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 27 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 27 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、14 番 半澤 重幸 委員より、現地調査報告をお願いします。
14 番 半澤	14 番 半澤です。 農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 5 条の規定による所有権移転の案件ですが、7 月 24 日に 13 番 佐藤 優人 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の 4 人で、現地調査を実施しました。 1 番の案件については、駐車場整備に伴う永久転用ですが、北側及び東側

	<p>と南側が宅地に面し、西側が農地で囲まれております。隣接農地に対する日照及び通風、営農条件に悪影響を与えないと思われることから、永久転用に 関し問題ないと判断してきました。</p> <p>2番の案件については、太陽光発電設備設置に伴う永久転用ですが、北側 及び東側が農地に面し、西側が町道、南側が私道で囲まれております。隣接 する農地は、分筆後の残地となりますが、日照及び通風、営農条件に悪影響 を与えないと思われることから、永久転用に 関し問題ないと判断してきましたので報告します。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 1番 齋藤 智幸 委員。</p>
1番 齋藤	<p>1番 齋藤です。 2番の案件について質問ですが、太陽光パネルを設置した敷地周辺には 防護壁等を建設する予定はあるのでしょうか。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	申請段階では確認しておりませんが、危険防止のための防護壁等と思われ ますので、そのあたり申請者に確認もしくは、お願いということで話しは したいと思います。
議長	<p>ほかにございませんか。 5番 阿部 金一郎委員。</p>
5番 阿部	<p>5番 阿部です。 今回の2番の件ですが、太陽光パネルを集落の中に設置するということ で、行政区長なり地域住民等からの合意というのは、取る必要があるのかな いのか、そういったお話をもし申請者の方から聞いていればここで報告い ただきたいと思います。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	特段、何か関連の法律ということでございましたら、そちらの方の別途手 続きとはなりますが、転用の部分では同意等を貰うというようなことは原 則ございません。例えば、農振除外等で一旦農振から外すという部分にな ると、周辺農地の同意をいただくことにはなっているようです。
議長	5番 阿部 金一郎委員。
5番 阿部	では、平場の畑等にこういったものを設置するということは特段周辺へ のお伺いも必要ないということによろしいのですね。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	いきなりぽっと建てるのはどうなのかなという部分はありますが、農地 法上では、照らし合わせてということはないです。
議長	5番 阿部 金一郎委員。
5番 阿部	法律に乗っ取ってそういった必要がないということで答弁いただきました が、こういった設備を設置するにあたっては、地域の方との合意形成と言 いますか、融和と言いますか、そういったものを含めた地域開発というもの も大切なのではないかと私は思いますので、あまり深くは言いませんけれ

	ども法律に乗っ取ってそんな必要はないんですと言うのではなくて、地域の方にこういったものを建設しますという前取りというような合意形成がこれからは必要になってくるのではないかと思います。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	法律上はそのようにはなってはおりますが、周囲との合意形成ということでは話しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	ほかにございませんか。 18番 佐藤 繁 委員。
18番 佐藤	18番 佐藤です。 先般、防災ハザードマップが全戸配布されました。最大浸水した場合の水深がそれぞれ土地ごとに色分けされていましたが、西日本の方で集中豪雨による災害があった時、太陽光パネルが大量に土砂崩れに巻き込まれた、あるいは浸水した中に残り残されたという事例がありました。専門者の解説では、そのパネル自体が生きている可能性があり、近づくと高圧で感電死する危険がある、そういったものが地域で残り残された場合、人命の危険があるという報道もなされておりましたので、例えば、浸水になるであろう地域にこういった申請がされておいた場合、町の防災担当になるのか、環境担当になるのかわかりませんが、現状として町のほうからこの場所は危険だという何らかの規制はないのでしょうか。
議長	この質問に関連した質問等ございますでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	現在、確認しないとわからない部分が大いところではございますが、今佐藤委員がおっしゃったとおりに、九州の方での災害等でも太陽光パネルの破損等での被害というようなこともあったかと記憶しております。今のお話しを頭に入れながら申請段階で連携をして進めていきたいと思ひます。
議長	佐藤委員、よろしいでしょうか。
18番 佐藤	ぜひ、そのように検討していただきたい、万が一の場合の対策として町としても住民の生命を守っていただくという方向でお願いいたします。
議長	ほかにございませんか。 7番 高橋 聡 委員。
7番 高橋	7番 高橋です。 太陽光パネルが●●●●地域の会社付近にもあり、●●にも大きなものがありますが、今回の申請している業者はこの近隣の太陽光パネルを設置した業者と関連しているのでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	ただ今の質問についてですが、先月申請があった業者と今回の申請業者は同じでございますが、既設の設置業者とは別でございます。今回は●●の方に設置ということで、具体的な流れでは、まずこの土地に農地法上設置できるかということで照会が来ておりました。それで許可について、許可見込

	みがあると動き出します。酒田市でも実績のある会社で定款に農業に関連した記載がありましたので、お話を聞きましたら、太陽光パネルを建てるのでその下の草刈り管理、整備等をしているということでした。
議長	高橋委員、よろしいでしょうか。
7番 高橋	わかりました。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいかがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により、許可相当とすることに決定しました。
議長	これをもちまして、令和元年第7回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉会	(午前10時15分)

令和 年 月 日

上記は、令和元年第7回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第7回庄内町農業委員会総会

議長 (席次番号及び氏名)

19番

議事録署名委員 (席次番号及び氏名)

1番

2番

書記